

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、地方税の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の納付管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を認識し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和4年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税、国民健康保険税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人の情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	収納消込システム、住登外・宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納消込情報ファイル、住登外・宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16の項 平成26年内閣府・総務省令第5号の第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27、28、29の項 平成26年内閣府・総務省令第7号の第20、21条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課、西吉野支所、大塔支所
②所属長の役職名	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(総務部 税務課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(総務部 税務課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月1日	I、3、法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16の項並びに地方税法等	番号法第9条第1項、別表第一の16の項 平成26年内閣府・総務省令第5号の第16条	事後	内閣府・総務省令の公表により追記するもので、重要な変更には該当しない。
平成28年3月1日	I、4、②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27、28、29の項並びに地方税法等	番号法第19条第7号 別表第二の27、28、29の項 平成26年内閣府・総務省令第7号の第20、21条	事後	内閣府・総務省令の公表により追記するもので、重要な変更には該当しない。
平成28年3月1日	I、5、②所属長	税務課長 坂口 慎一、西吉野支所長 大谷 悟、大塔支所長 田中 稔泰	税務課長 坂口 慎一、西吉野支所長 山本 利恵子、大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	I、5、②所属長	税務課長 坂口 慎一 西吉野支所長 山本 利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 山本 利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I、5、②所属長	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 山本 利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II、1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年11月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II、2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年11月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I、5、②所属長	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 水本 俊明 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 谷口 晶紀	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II、1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II、2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I、5、②所属長	税務課長 水本 俊明 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 谷口 晶紀	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II、1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	VI. リスク対策			事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針の一部変更に伴い、基礎項目評価書の様式が変更されたため。
令和2年4月1日	I、5、②所属長	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II、1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II、1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	I、7. 請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I、8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	II、1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II、2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II、1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II、2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	I、4. 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項並びに地方税法等	番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項並びに地方税法等	事後	番号法の改正に伴う変更
令和4年4月1日	評価書名	地方税(国保税除く)の納付管理に関する事務 基礎項目評価書	地方税の納付管理に関する事務 基礎項目評価書	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	五條市は、地方税(国保税を除く)の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	五條市は、地方税の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	特記事項	地方税(国保税を除く)の納付管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を認識し、併せて秘密保持に含めることで万全を期している。	地方税の納付管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を認識し、併せて秘密保持に含めることで万全を期している。	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	I、1. ①. 事務の名称	地方税(国保税除く)の納付管理に関する事務	地方税の納付管理に関する事務	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月1日	I、1. ②. 事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人の情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①取滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	地方税法等の規定に則り、個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税、国民健康保険税の収納情報、滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人の情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①取滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	事後	機構改革に伴う変更